

成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	経営基盤強化計画を実施する沖縄の指定中小企業者に係る特例措置		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者（砂糖製造業）が有する機械装置及び工場用建物等の割増償却制度の延長</li> <li>・ 割増償却率：27%</li> <li>・ 割増償却対象物の拡充：構築物の追加</li> </ul>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	49 百万円 （－ 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p style="padding-left: 2em;">近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p style="padding-left: 2em;">沖縄県においては、事業活動の相当部分が中小企業によって行われ、競争条件、原材料の供給事情等当該業種に係る経済的環境の著しい変化を受けて厳しい経営状況にある業種が認められるが、こうした業種においてはその担い手である中小企業に近代的な装置・設備の導入を促進し、生産性の向上を図ることが重要な課題となっている。これらの中小企業者においては、やる気と能力がありながら設備投資負担の為の対応が困難であるといった事態が生じていることから、設備負担を軽減する支援措置を講じることが必要である。</p> <p style="padding-left: 2em;">特に、現在対象業種の指定を受けている砂糖製造業は、沖縄県の基幹産業であるサトウキビ栽培と不可分の産業であるが、台風等の影響により原材料であるさとうきびの供給事情等外的変化を受けやすく厳しい経営状況にあり、近代的な装置、設備の導入による生産性の向上を図り、その経営基盤を強化することは沖縄県の持続的発展を行う上で必要不可欠である。</p>		

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
		政策の達成目標	近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営の効率化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）
		同上の期間中の達成目標	近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営の効率化を図る
	政策目標の達成状況	<p>計画承認事業者合計で年平均10.9億円程度の設備投資を実施、割増償却実施額にして150～170百万円の利用実績があり、経営基盤強化計画の承認を受けている砂糖製造業者7社は、本制度を活用し積極的に設備投資を行いながら経営の改善を図っている。</p> <p>しかしながら、市街化等による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を取り巻く現状は依然として厳しく、引き続き経営合理化と生産性向上を図る必要がある。</p>	
関連する事項	要望の措置の適用見込み	平成24年度～28年度に59.7億円（年平均11.9億円）の設備投資、また、5年間で約919百万円の割増償却が見込まれる。	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は、効率性の低下、修繕費の増大等、経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要。</p> <p>計画承認企業の今後の施設整備計画においては、毎年、年間10～15億円程度の設備投資が見込まれているが、本措置の適用により施設の導入における計画承認事業者の負担が軽減される。</p> <p>これにより、設備投資が円滑に実施され、製造コストの削減や品質向上等が図られ、砂糖製造業の経営基盤の強化に資する。</p>	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄糖業振興対策費のうち分蜜糖製造合理化対策事業 H23 予算額：780百万円</li> <li>・ 沖縄振興開発金融公庫の融資</li> </ul>	

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記予算事業は施設整備に対する助成であるが、対象は省エネルギー施設等のための施設に限定されている。</p> <p>他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資制度があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者の負担を減らすためのものであり、役割が異なる。</p>															
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は、効率の低下、修繕費の増大等、製造経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要である。</p> <p>加えて、性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、省エネ化や低コスト化等が実現し、砂糖製造コストの低減が図られる。</p> <p>以上により、租税特別措置により継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与するものである。</p> <p>また、沖縄振興特別措置法による経営基盤強化計画の承認が前提となった措置であり、当該計画により政策目的である経営基盤強化を図る中小企業者に対するインセンティブを与える制度となっている。</p>															
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【利用実績】 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="549 994 1310 1099"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>7社</td> <td>7社</td> <td>7社</td> <td>7社</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	減税額	46	47	38	51	適用者数	7社	7社	7社	7社
	年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度													
	減税額	46	47	38	51													
	適用者数	7社	7社	7社	7社													
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成19年度～平成22年度においては、4,358百万円(年平均1,090百万円)の設備投資を行い636百万円(年平均159百万円)の租税措置(割増償却)を適用。</p> <p>本例措置を活用することにより、設備の近代化等に向けた投資が円滑に行われ、省エネルギーの推進や製品歩留まりの向上によるコスト低減や排水対策等の環境対応が促進されることにより、中小砂糖製造業者の経営基盤の強化が図られる。</p>																
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>設備の償却を早め、沖縄中小砂糖製造業者の経営基盤を強化し、沖縄の経済の振興を図る。</p>																
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置を活用することにより、設備の近代化等に向けた投資が実施されていることから、本特例措置は計画承認事業者の経営基盤の強化に大きな役割を果たしていると考えられるが、市街化等による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により沖縄県の中小砂糖製造業者の経営基盤強化を図る必要がある。</p>																
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成14年度に創設。平成19年度に平成23年度末までの5年間延長。</p>																